

社会福祉 あきた

NO.
360
2021.6.4



特集

「爽やかな笑顔」
写真提供：特別養護老人ホーム海光苑
(八峰町) (詳しくはP7へ)

P2 秋田県地域福祉活動計画を改訂しました

- P4 令和3年度 事業計画及び予算
- P7 “職場紹介リレー” 特別養護老人ホーム海光苑(八峰町)
高齢者が活躍する場づくり助成金の募集について
- P8 福祉サービス第三者評価
令和2年度受審施設の紹介
- P10 皆様の善意
- P12 シリーズ“社協のいま” 三種町社会福祉協議会



ふれあいネットワーク

社会福祉
法人 **秋田県社会福祉協議会**
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

特集

秋田県地域福祉活動計画を改訂しました

(年次目標等を追加・修正)

平成30年3月、本会は平成30年度から令和5年度までの6年間の計画期間とする秋田県地域福祉活動計画(以下「活動計画」という)を策定しました。

その際、社会情勢の変化や新たに生じる地域生活課題に対応するため、策定後3年目に見直しを行うこととしていました。

令和2年度はその3年目に当たり、地域福祉推進委員会の専門委員会である「地域福祉活動計画検証委員会」において、平成30年度と令和元年度の進捗状況を確認し評価を行った上で、令和3年度からの3年間に本会が取り組むべき事業や年次目標等を設定し直し、活動計画を改訂しました。

令和3年度以降、改訂後の活動計画に基づき単年度の事業計画を作成し事業を実施するとともに、地域福祉推進委員会においてその進捗状況・達成度を評価・検証し、活動計画の進捗管理を行います。

【改訂後の計画期間】
令和3年度～5年度(3年間)

◆主な改訂内容◆

①事業項目の内容及び名称の一部変更

事業項目116

「高齢者相談事業の推進」を「高齢者相談・生活支援事業の推進」に変更

当初の活動計画では、LIL財団から継承した事業の名称等のとおりとしていましたが、事業内容に「市町村における多職種協働による自立支援型地域ケア会議の開催を支援し、地域包括ケアシステムの構築を推進する」ことも含まれており、内容と名称を変更しました。

②事業項目ごとの「指標」、「取組みの方向性」及び「年次目標」の再設定

計画初年度(平成30年度)以降の目標の達成状況を踏まえるとともに、今後本会に求められる役割・機能を見据え、事業項目の一部について指標、取組みの方向性及び年次目標の追加や修正を行いました。

【指標等の追加】

事業項目	指 標	取組みの方向性	年次目標						
114 生活困窮者 支援の強化	子どもの貧困問題 に対する支援団体 等数	子ども支援に取り組む団体等による 連絡会議を開催するとともに、Webサ イトでの支援情報の発信等により、支 援団体等の活動を推進します。	単位：団体等 <table><tr><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>32</td><td>33</td><td>34</td></tr></table>	R3	R4	R5	32	33	34
R3	R4	R5							
32	33	34							
212 福祉人材の 定着促進と 労働環境の 改善支援	専門アドバイザー （社会保険労務 士・中小企業診 断士）派遣事業所 数	県内の福祉・介護事業所の介護人 材確保と職場定着に向けた環境整備 を促進するため、専門アドバイザー （社会保険労務士、中小企業診断士） の派遣を実施し、事業所の各種諸規 程・給与体系・キャリアパスの整備 や雇用管理に関する専門相談、企業 診断及び経営のアドバイス等を行いま す。	単位：年間実施事業所数 <table><tr><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>15</td><td>15</td><td>15</td></tr></table>	R3	R4	R5	15	15	15
R3	R4	R5							
15	15	15							
313 秋田県社会 福祉会館の 適正な運営	秋田県社会福祉会 館利用者アンケー ト満足度	秋田県社会福祉会館の指定管理 (R3-7)の適切な運営を行うため、社 会福祉会館利用100団体(者)から満 足度、意見及び感想を聴取して、運 営改善につなげます。	単位：満足度 <table><tr><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>92%</td><td>94%</td><td>96%</td></tr></table>	R3	R4	R5	92%	94%	96%
R3	R4	R5							
92%	94%	96%							

【指標等の変更】(主なもの)

改訂版	当初計画																								
113 権利擁護体制の充実	113 権利擁護体制の充実																								
〔指標①〕 生活支援員活動者数	〔指標①〕 日常生活自立支援事業の待機者をH35までに解消します。																								
〔取組みの方向性〕 研修会等を通して日常生活自立支援事業についての理解促進を図るとともに、地域の支援ネットワークの構築を推進します。	〔取組みの方向性〕 日常生活自立支援事業における全市町村社協実施方式の強化と事業の普及を進め、待機者の解消を図ります。																								
〔年次目標〕 単位：年度末活動者数	〔年次目標〕 単位：年度末待機者数																								
<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>125</td><td>130</td><td>135</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	—	—	—	125	130	135	<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>90</td><td>70</td><td>50</td><td>30</td><td>10</td><td>0</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	90	70	50	30	10	0
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
—	—	—	125	130	135																				
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
90	70	50	30	10	0																				
125 高齢者の生きがい・健康づくりの推進	125 高齢者の生きがい・健康づくりの推進																								
〔指標②〕 ニュースポーツ体験会参加者の継続した活動意向	〔指標②〕 高齢者の社会参加活動人数																								
〔取組みの方向性〕 ニュースポーツ体験会を開催し、ニュースポーツの振興と高齢者の健康寿命の延伸を図ります。	〔取組みの方向性〕 生きがいづくりや健康づくりを推進するための入門講座として秋田LL大学園を県内3か所で開催します。																								
〔年次目標〕 単位：割合	〔年次目標〕 単位：参加者数																								
<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>85%</td><td>85%</td><td>85%</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	—	—	—	85%	85%	85%	<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>120</td><td>130</td><td>140</td><td>150</td><td>160</td><td>170</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	120	130	140	150	160	170
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
—	—	—	85%	85%	85%																				
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
120	130	140	150	160	170																				
131 地域と社会福祉施設との協働事業の推進 222 組織・経営基盤の強化	131 地域と社会福祉施設との協働事業の推進 222 組織・経営基盤の強化																								
〔指標②・③〕 社会福祉法人・施設との連携・協働により地域における公益的な取組が実施されている市町村数	〔指標②・③〕 社会福祉法人・施設との協働等により「地域における公益的な取組」を実施する市町村社協数																								
〔取組みの方向性〕 全県的なセミナーの開催のほか、「秋田県地域公益活動事業」の普及を秋田県社会福祉法人経営者協議会と連携して進め、社会福祉法の趣旨に沿った地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人の拡大を図ります。	〔取組みの方向性〕 全県的なセミナーの開催や社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業の実施のほか、関係団体と広域的・全県的な仕組みづくりの検討を進め、社会福祉法の趣旨に沿った地域における公益的な取組を実施する社会福祉法人の拡大を図ります。																								
〔年次目標〕 単位：市町村数	〔年次目標〕 単位：社協数																								
<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>10</td><td>13</td><td>16</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	—	—	—	10	13	16	<table><tr><td>H30</td><td>R1</td><td>R2</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td></tr><tr><td>10</td><td>14</td><td>18</td><td>21</td><td>24</td><td>25</td></tr></table>	H30	R1	R2	R3	R4	R5	10	14	18	21	24	25
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
—	—	—	10	13	16																				
H30	R1	R2	R3	R4	R5																				
10	14	18	21	24	25																				

※上記を含め、27の指標を変更しています。詳細は、本会ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

「ともにつながり 支え合う めくもりと笑顔あふれる
幸せのまちづくり」の実現に向けて

秋田県社会福祉協議会 令和3年度事業計画及び予算

●社会福祉を取り巻く情勢

今日、新型コロナウイルス感染症の収束を見通すことが困難な中で、感染症の予防対策とともに、社会経済活動の早期回復に向けた取組が求められています。

地域においては、外出を控えることによる高齢者の虚弱化や障害者、子育て家庭の孤立、失業や減収による生活困窮などの問題が深刻化しており、「三密を避ける」などの新しい生活様式が求められている中で、人と人のつながりを途切れさせないための活動の工夫など、地域福祉を推進するための新たな支援のあり方が問われています。

また、昨年6月には改正社会福祉法が成立し、地域共生社会の実現を図るために地域生活課題の解

決に資する包括的な支援体制を市町村が整備することに対して、国が財政支援を行うことが新たに定められました。これによって、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月から開始されました。

●本会の活動の方向性

重層的支援体制整備事業が目指すところは、これまで本会が市町村社会福祉協議会と協働で取り組んできた地域福祉トータルケア推進事業の考え方と一致しており、市町村が関係機関の機能を連携させる環境を整備することによって、地域福祉推進体制の強化につながるため、国の事業を有効活用することも重要と考えられます。

また、地域共生社会の実現に向けては、住民が主体的に地域福祉活動を展開する意識の醸成やこうした活動に新たに参画する人材の発掘・養成が重要であり、福祉教育を含め、取組の強化を図っていく必要があります。

少子高齢化が急速に進む本県においては、とりわけ高齢者福祉分野では介護予防・重度化防止や地域包括ケアシステムの推進、福祉・介護人材の確保・養成を一層進めるとともに、サービスの質の向上に資する取組の強化も必要です。また、介護予防との関連では、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに向けた取組も積極的に展開していく必要があります。

東日本大震災から10年になりますが、近年は、毎年のように大きな自然災害が発生しています。従来とは異なり、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策に留意した上で被災者・世帯への支援活動を行う必要がある状況を踏まえ、行政をはじめ関係機関・団体と連携して災害ボランティアセンターを担う人材や災害派遣福祉チーム員の養成等、災害支援体制づくりを進めていきます。

●今年度の活動方針

平成30年度からスタートした秋田県地域福祉活動計画は、6年間の折り返しの年度に当たり、これまでの実績と今日の社会情勢を踏まえ、令和3年度から5年度までに取り組むべき事業項目や年次目標を点検し一部を改訂しました。

計画の基本理念とともにつながり支え合う めくもりと笑顔あふれる 幸せのまちづくりを実現するために、行政や市町村社会福祉協議会、社会福祉法人をはじめとする福祉関係機関・団体との連携を強化するとともに、住民の地域福祉活動への参加を促進しながら住民のニーズに柔軟に対応することが一層求められています。

本会では、国・県の動向等を踏まえ、この地域福祉活動計画に基づき、次の3つの基本方針に沿って本会の役割・使命の発揮に努め、県内の地域福祉の推進を図ります。



令和3年度事業計画－重点事業と具体的な取組－

基本方針 1 地域共生の仕組みづくり－地域福祉トータルケアの推進－

■小地域ネットワーク活動の推進方策のとりまとめ

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制構築を目指し、一人暮らし高齢者等の「見守り・安否確認・声かけ」などを行う小地域ネットワーク活動の推進方策をとりまとめます。

■市町村における権利擁護支援体制の整備

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、県や関係機関・団体と連携して、市町村間の広域対応を含めた地域連携ネットワークの構築など市町村における権利擁護支援の体制整備を総合的に支援する「成年後見制度利用促進事業」に取り組みます。また、日常生活自立支援事業の利用拡大を図りつつ、権利擁護センターの設置や法人後見実施に向けた社会福祉協議会の取組を推進するモデル事業を実施します。

■子どもの貧困問題に取り組む団体等のネットワーク構築

社会的な孤立や貧困問題への対応として、県内の子どもの貧困問題に取り組む団体等のネットワーク化を通して、誰一人として排除されない「社会的包摂」の地域づくりに取り組みます。

■種別協議会・団体との連携・協働による地域福祉推進委員会の機能強化

県民の多様な生活福祉課題や社会福祉法人・施設の運営上の課題の解決に向けて、地域福祉推進委員会における関係機関や団体との連携・協働によるネットワークを強化するとともに、本県を取り巻く様々な福祉課題の調査・研究活動を通じて積極的に提言活動を行います。

基本方針 2

福祉サービスの基盤づくり

－働きやすくやりがいの感じられる職場づくりの推進－

■福祉人材の確保とマッチングの促進

無料職業紹介機能の一層の強化と継続的な求人・求職開拓、福祉・介護の仕事への新規就労を希望する求職者の開拓に取り組みます。

■介護職参入促進事業の実施

就労意欲の高い元気な中高年齢者等の世代を福祉・介護の職場における就労へと繋げるため、介護職場で必要な知識・技術を習得するための「介護の入門教室」や職場体験等の事業を実施し、多様な人材の介護職参入を促進します。

■中学生の福祉の仕事セミナー等の実施

中長期的な視野に立った人材確保策として、福祉・介護の仕事に対する若年層の理解を深めるため、中学校の生徒や教職員・保護者等を対象に、福祉の仕事の魅力を分かりやすく伝えるセミナーを開催するとともに、福祉系大学等の教員による個別面談や事業所見学を行う「高校生福祉の進路ガイダンス」や中学生・高校生等を対象にした「介護の職場体験事業」を引き続き実施します。

■介護福祉士修学資金等貸付事業・保育士修学資金貸付事業の実施

介護福祉士修学資金貸付事業や実務者研修施設に入学した介護福祉士資格取得希望者への介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業等、保育士修学資金貸付事業を継続し、県内における介護・保育分野の人材確保に努めます。

■福祉保健従事者研修の充実

県から受託している福祉保健研修の充実を図るほか、自主企画研修として研修ニーズに基づき介護実技講座、認知症介護に関する研修などを実施し、社会福祉事業従事者の専門性の向上と質の高い福祉サービスを提供する人材育成に努めます。

基本方針 3 組織・経営基盤の強化

■会員制度の周知と会員拡大、会員サービスの充実

市町村社協や社会福祉施設をはじめとする関係機関・団体等と連携しながら全県の地域福祉を総合的に推進するため、積極的に会員の拡大を図るとともに、本会ホームページ、メールマガジンを通じた情報提供、研修受講料の割引きなどによる会員サービスの充実に努めます。

■秋田県社会福祉会館利用者の拡大

令和3年度から秋田県社会福祉会館の新たな指定管理期間が始まることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策を講じるとともに、建物の経年劣化に対応する修繕が計画的に実施されるよう県と協議することにより、会館利用の拡大と県民が安全に安心して利用できる環境整備に努めます。

令和3年度一般会計・生活福祉資金会計予算額

【一般会計】

(単位：千円)

事業・拠点区分名	令和3年度予算額※	令和2年度当初予算額	比較増減
社会福祉事業	459,591	491,791	△ 32,200
1 法人運営事業	114,637	146,759	△ 32,122
2 地域福祉トータルケア推進事業	165,218	164,947	271
3 高齢者の生きがい・健康づくり推進事業	19,670	21,791	△ 2,121
4 高齢者相談支援事業	22,995	22,781	214
5 介護実習事業	37,436	40,173	△ 2,737
6 介護サービス情報公表事業	24,282	23,805	477
7 福祉保健人材センター事業	49,161	50,338	△ 1,177
8 福祉施設経営推進事業	21,067	15,764	5,303
9 寄附・募金活動事業	5,125	5,433	△ 308
公益事業	275,238	216,803	58,435
1 秋田県福祉保健研修センター事業	24,696	25,036	△ 340
2 修学等貸付事業	250,542	191,767	58,775
収益事業	89,137	90,894	△ 1,757
1 秋田県社会福祉会館管理運営事業	77,021	77,085	△ 64
2 厚生事業	12,116	13,809	△ 1,693
合 計	823,966	799,488	24,478

【生活福祉資金会計】

(単位：千円)

会計区分名	令和3年度予算額※	令和2年度当初予算額	比較増減
1 生活福祉資金会計	201,195	114,182	87,013
2 生活福祉資金貸付事務費会計	87,241	60,954	26,287
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	3,002	6,502	△ 3,500
4 臨時特例つなぎ資金会計	677	701	△ 24

※予算額は、資金収支予算書における事業活動・施設整備等・その他の活動による各支出の合計額を表示しています。

事業計画・収支予算の詳細は、本会ホームページ(組織概要)をご覧ください。

職場紹介
 このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

『元氣になりたいを叶えるために』

特別養護老人ホーム海光苑

施設長 紀本 礼子

当苑のある八峰町は、世界遺産白神山地のふもとに位置する自然豊かな町です。自然あふれる地域の中にある当苑は、平成11年11月に開設し、ケアハウス、ショートステイ、デイサービスを併設しています。

法人では、経営理念として

- ・利用者の一人ひとりの意思と人権を尊重する
- ・利用者が明るく、楽しく安心して過ごせる施設づくりを目指す
- ・施設サービスを通じて、地域に貢献する

を掲げております。

この理念に沿って方向性を定め進むため、当苑では平成23年から「自立支援介護」を実践してきました。

自立支援介護の基本ケアは、水分栄養・運動・便通から成り立っていて、

利用者の健康を支える重要な項目でもあり、身体介護、認知症介護、経口常食についても共通したものです。

このケアを実践することで、利用者の方々が少しずつ歩けるようになったり、外出や外食を楽しめるようになったりなど、「元氣になりたい」という願いを叶えることができるようになってきました。このことは職員にとっても大きな喜びとやりがいにつながり、職員の定着率が高いという好循環を生んでいます。

昨年当苑では、ベトナム人技能実習生を2名受け入れました。1年を過ぎた現在、夜勤を含めたすべての勤務と記録についても任せられるようになっており、ケアする心に国境はないと実感しております。



～利用者さんと散歩～

高齢者が活躍する場づくり助成金の募集について

地域で活躍する高齢者を増やし、地域の課題解決や地域活性化等に向けて高齢者が活躍できる場を創出・拡大するため、地域活動に取り組む人材の養成や活躍の場づくりに資する活動を実施している団体に対して活動費用を助成します。

(1) 助成対象事業

高齢者が主体となつて行う活動又は高齢者を対象として実施する活動で、これから新たに実施する次の活動

- ア 人材発掘・養成に係る活動
- イ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動
- ウ イについては、本会職員及び事業の実施内容に応じたアドバイザーによる事業検討会を開催し協働で進める活動として「協働枠」を別に設けます。

(2) 助成対象団体

次の全ての要件を満たす団体

- ア 活動目的等を定めた規約又は会則を有し、事業計画や会計収支が明確であること（法人格の有無は問わない）
- イ 県内に活動基盤を有すること
- ウ 継続的な活動が行われる見込みがあること

(3) 助成限度額

- ア 人材発掘・養成に係る活動 10万円
- イ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動 20万円
- ウ 地域の課題解決や地域活性化に資する活動（協働枠） 50万円

(4) 募集期間

令和3年7月1日（木）から

7月30日（金）まで

福祉サービス第三者評価

令和2年度

受審施設の紹介

社会福祉事業の経営者には、福祉サービスを受ける人の立場に立った良質な福祉サービスの提供や、それを実現するためサービスの自己評価を行うことなどが求められています。

本会は、福祉サービスの質を客観的な立場から評価する「福祉サービス第三者評価機関」の一つ、

施設・事業所のサービスの質の向上を図る取組を支援しています。

今回は、令和2年度の評価実施状況や、質の向上

に向けて第三者

評価に取り組む

施設・事業所の

評価結果の一部

を紹介します。



評価結果一覧

問合せ先

総務企画部 企画情報担当

TEL(018) 864-2740

FAX(018) 864-2702

E-mail hyoka@akitakenshakyō.or.jp

母子生活支援施設

ハニーハイムかつの(鹿角市)

受審3回目

評価の高い点

- ◎母親が安定した家庭生活を営むために必要な支援(家事など日常生活の支援、子ども等との適切な関わりや安定した関係を築くための支援等)を行っている。
- ◎小学生への学習支援、中高生に配慮した図書室の利用時間設定など、子どもが自立に必要な力を身に付けられるように支援している。

改善が求められる点

- ◎権利擁護についての規程・マニュアルを整備し、職員の共通理解が図られることを期待する。

母子生活支援施設

能代松原ホーム(能代市)

受審3回目

評価の高い点

- ◎母親と子どもを尊重する支援方針を職員間で共有し、「いわれたら いやなことば うれしいことば」を子どもにもわかりやすくビジュアル化して掲示している。
- ◎母親の就労支援では、関係機関や同法人で運営する生活困窮者自立支援事業との連携も図られている。

改善が求められる点

- ◎施設の理念・基本方針を、わかりやすく説明した資料を用意する等、母親と子どもへの周知について継続的な取組を期待する。

児童養護施設

県南愛児園「ドリームハウス」(横手市)

受審3回目

評価の高い点

- ◎職員は、一人ひとりの子どもの気持ちに配慮した支援をしており、夢や希望を見守りながら、子ども自身が判断し行動できるように支援している。
- ◎困りごとを抱え込みがちな職員を支援するため、外部の臨床心理士によるスーパーバイズ体制を整備した。

改善が求められる点

- ◎園内での研修を実施することや、職員が子どもの権利について具体的に検討する機会を設けることが期待される。

母子生活支援施設

秋田聖徳会若草ハイム(秋田市)

受審3回目

評価の高い点

- ◎評価結果に基づいて取り組むべき課題を明確にし、計画的に改善している。この3年間では、プライバシーへの配慮、災害時における利用者の安全確保の取組、利用者の主体性を尊重した支援などについて充実が図られた。

改善が求められる点

- ◎施設として定めた「標準的な実施方法」に基づいた支援を実行できているか確認する仕組みを作り、「実施方法」の見直しに活かされることを期待する。

乳児院

秋田赤十字乳児院(秋田市)

受審5回目

評価の高い点

- ◎県内唯一の乳児院として、家庭的環境を感じられるような施設の整備、大人との愛着形成を重視する支援が行われている。
- ◎施設近くの一戸建て住宅を活用し、保護者との外出や宿泊を行うことができる。

改善が求められる点

- ◎中・長期の事業計画は、施設の組織体制・職員体制・人材育成等にも触れた具体的なものとすることが期待される。

児童養護施設

陽清学園(北秋田市)

受審3回目

評価の高い点

- ◎子ども一人ひとりの自立に向け、基本的生活習慣の獲得を支援しており、中でも食事に関しては高校生が自身で行う弁当作りを支援している。
- ◎家族との面会・宿泊のできる敷地内にある建物を利用して親子関係再構築の訓練を行うことができる。

改善が求められる点

- ◎避難場所の掲示や安否確認方法等の文書化により、職員や利用者に災害発生時の対応について周知・徹底を図ることを期待する。

保育所

子吉保育園 (由利本荘市)

初回受審

評価の高い点

- ◎年長児が毎月、坐禅、体操教室、ハローイングリッシュ(英語教室)等に取り組んでいる。園長が住職をしており、坐禅は子どもたちの心も成長できる機会となっている。
- ◎全体的な計画に食育の推進を掲げ、子どもたちが野菜を育て、収穫し、調理することで、食材に興味を持ち食事を楽しむことができる工夫をしている。

改善が求められる点

- ◎今回が初めての第三者評価の受審であるため、評価結果の今後の活用を期待する。また、次回受審する際には、自己評価に職員も関わるなど、受審体制についての検討を期待したい。
- ◎人口減少が顕著な本県において、長期的視野による計画が立てづらい状況にはあるが、園としての中長期的な方針を示し、把握できている点については明文化されることを期待する。

施設からのコメント

- ◎職員と一緒に保育に対する振り返りを行い、良かった点、気づいた点、反省等を踏まえ、今後も園内での研修や話し合いを継続し、更なる保育サービスと職員の資質・専門性の向上に努めてまいりたい。

養護老人ホーム

和光園 (鹿角市)

初回受審

評価の高い点

- ◎経営状況が把握分析されており、図式化するなどわかりやすいよう工夫の上、職員に説明がされている。
- ◎民生委員児童委員協議会の定例会へ出向く等、施設職員が地域に出かけ、働きかけが行われている。民生委員から相談があった際には、必要な関係機関へつないでいる。

改善が求められる点

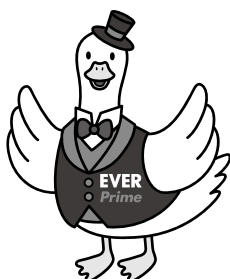
- ◎法人の中長期計画に養護老人ホームに関する具体的な記載がされるよう、計画の見直し時には、法人本部との連携を期待したい。
- ◎意見箱の設置や職員が利用者の意見を聞く場の設定等、施設として利用者の思いを受け止める環境づくりとともに、個別的なケアの実施に向け、ユニット型の設備を活かす取組を期待したい。

施設からのコメント

- ◎中長期計画への記載、苦情窓口機能の活性化、権利擁護に関する勉強会等、ユニットによる支援体制の構築など、改善すべき点について改善に努めていく。評価が高い点については継続して実施し、更なる高みを目標としたい。

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに

NEW



NEW/
医療保険

EVER
Prime

No.1

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

約4世帯に1世帯がアフラックの保険に加入
(詳細はホームページをご確認ください)

●契約年齢●

0歳～

満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

がん保険
医療保険
保有契約件数



心配な
「がん」の
備えに

アフラックの
生きるためのがん保険
ALL-in

〈募集代理店〉(アフラックは代理店制度を採用しています)

ナカイ株式会社 秋田支店

☎ 0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

秋田支店

〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50

シティビル秋田3階

Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2020-0349-2102009 11月10日

皆様の善意

【令和3年2月11日から
令和3年4月30日まで】

◎ご寄附◎

- 株式会社ジャパンビバレッジ
北海道 東北支社 様
250,000円
- 株式会社男鹿水族館 様
94,785円
- 互大設備工業株式会社 様
500,000円
- 東北バルブ株式会社 様
500,000円



互大設備工業株式会社 様
東北バルブ株式会社 様

◎物品預託◎

- 星野太郎バッグデザイン研究
株式会社 様
「子供向けリュック」
ちいこばっぐ新幹線シリーズ134個
- 県内の児童福祉施設及び
母子生活支援施設11か所へ

◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎

- 能代市北地区
民生委員児童委員協議会 様
15,000円
- 大館市釈迦内地区
民生委員児童委員協議会 様
10,000円
- デイリーヤマザキ湯沢関口店
お客様御一同 様
10,324円
- 大仙市南外地区
民生児童委員協議会 様
15,000円
- 大館市下川沿地区
民生委員児童委員協議会 様
10,000円
- 由利本荘市東部地区
民生児童委員協議会 様
21,000円
- 小野寺 良博 様
5,000円
- 秋田市中通地区
民生児童委員協議会 様
20,000円
- 秋田県自動車販売店協会 様
30,450円
- 匿名 様
10,000円
- 小林豊子東日本株式会社
盛岡店 様
20,000円

●NTT東日本マッチングギフトプログラム

- NTT秋田社会貢献推進会議 様
- 株式会社NTT東日本
東北秋田支店 様
- 株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
東北事業所 秋田NWSC 様
- 株式会社NTT東日本サービス
秋田サポートセンタ 様
- 株式会社NTT東日本
南関東 様
371,852円



NTT 東日本
マッチングギフトプログラム

善意の募集について

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

問合せ先

総務企画部

TEL(018) 864-2711

技術と信頼で明日を拓く



互大設備工業株式会社

代表取締役 脇 屋 憲 一

本社／秋田市添川字境内川原228-27

TEL.018(833)9270・FAX.018(834)6304

令和3年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時100万円 入院時1.5~7万円 通院時1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)		基本補償(A型)
基本補償(A型)	定員	
	1~50名	35,000~61,460円
	51~100名	68,270~97,000円
見舞費用付補償(B型)	以降1名~10名増ごと	1,500円
	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円	

② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償
施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償



プラン3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 施設職員の労災上乗せ補償
● オプション: 使用者賠償責任補償
- ② 施設職員の傷害事故補償
- ③ 施設職員の感染症罹患事故補償
(新型コロナウイルス感染症も補償の対象となります。)
- ④ 雇用慣行賠償補償



プラン4 社会福祉法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

保険期間1年

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

● このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



社協のいま 三種町社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

権利擁護のための セーフティネット 構築に向けて

三種町社会福祉協議会では、地域で自分らしく暮らしていくための支援体制づくりの一つとして、権利擁護支援の強化に取り組んでいます。

地域における権利擁護支援

本会では、6名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、主にアウトリーチによる相談支援活動を行ってきました。相談支援活動を通して、判断能力が減退しているために消費者被害にあったり、財産管理が難しくなっているものもそのことを自ら訴えることができないう方々がいるのを目の当たりにし、地域における権利擁護を目的とした日常生活支援の必要性を感じてきました。

そこで、平成28年5月の「成年後見制度の利用促進に関する法律」の



市民後見人養成講座の様子

施行を機に、同年「三種町権利擁護センター」を開設しました。権利擁護支援のための体制整備を図り、成年後見制度に関する相談支援や日常生活自立支援事業との利用調整、法人後見業務等を積極的に行い、平成30年度には市民後見人の養成講座を開催しました。

養成講座修了者の中から、現在5名の方が「後見支援員」として法人後見の履行補助業務（施設利用料・入院費等の支払い、在宅で生活している方の生活費の手渡しや公共料金の支払い、安否確認等）を行い、主に施設を訪問しながら後見事務を学んでいます。

みなさん、地域へ貢献しようという意欲が高い方々で、被後見人さんへの細やかな気遣いにはいつも敬服するばかりです。

後見支援員の方々へのフォローアップとしては、年3回程度「権利擁護カフェ」を開催しています。

講師を招いての研修の他、カフェのようなリラックスした雰囲気の中で、日頃の活動で感じたことや困ったこと、疑問に感じたことなど、後見支援員同士がざっくばらんに話し合える場となっています。

市民後見人の誕生

令和2年度に策定された第3期三種町地域福祉計画・地域福祉活動計画では、支援体制の一層の強化を目指し「三種町成年後見制度利用促進

計画」が新たに盛り込まれ、地域における権利擁護支援の重要な手段の一つとして成年後見制度が位置づけられました。

このことから、本会では三種町からの委託を受け、令和2年7月に「成年後見支援センター」を開設しました。成年後見支援センターの活動の一つに「市民後見人の養成及び活動支援」があります。

現在、後見支援員として1年以上の活動実績がある方が市民後見人として個人受任することができるよう、就任からその後の活動全般までを支援するための体制づくりに努めているところです。

少子高齢化の進展に伴い、今後ますます、地域の支え合いとしての成年後見の必要性が高まることは間違いないでしょう。三種町でも、市民後見人は権利擁護に携わる新たな担い手として期待されています。

同じ思いを持つ関係機関と連携をとりながら、成年後見制度が当たり前に利用できる社会を目指してこれからも活動に取り組んでいきたいと思えます。